

議案第 77 号

議決第 号

始良市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年12月 2 日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

始良市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

蒲生図書館	始良市蒲生町上久徳2399番地
-------	-----------------

第2条第3項の表蒲生公民館図書室の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。
（始良市視聴覚ライブラリー設置条例の一部改正）
- 2 始良市視聴覚ライブラリー設置条例（平成22年始良市条例第206号）の一部を次のように改正する。
第2条の表蒲生視聴覚ライブラリーの項を削る。